

吹田市地域猫活動支援事業実施要領

制定 令和 4 年 7 月 1 日 決裁

最終改正 令和 7 年 3 月 2 4 日 決裁

(目的)

第 1 条 本事業は、地域猫活動に取り組む地域を吹田市が支援することにより、市内に地域猫活動を普及・定着させて、所有者のいない猫の適正管理を図ることで、猫に起因する住民間のトラブルを減少させ、地域住民が快適に生活できるようにすることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域猫

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知や合意が得られている所有者のいない猫

(2) 地域猫活動

所有者のいない猫を地域の合意のもと、地域住民が主体となって、避妊・去勢手術を施し、一定のルールに基づく給餌、排泄物の処理及び周辺の清掃等の管理を行うことで、地域に住み着いた猫が地域住民と共生しながら、一代限りの命を全うするまで見守る活動

(3) 登録団体

地域猫活動を行う団体として吹田市に登録の申請書を提出し、登録された団体

(4) 避妊・去勢手術

獣医療法（平成 4 年法律第 4 6 号）第 3 条の規定による届け出を行っている同法第 2 条第 2 項に定める診療施設の獣医師による猫の生殖能力を永久に喪失させる手術。

(支援内容)

第 3 条 吹田市は、この要領に基づき地域猫活動を行う団体（これから行おうとする団体を含む。以下同じ。）から要請があったときは、必要な支援を行う。

(1) 合意形成支援

ア 地域猫活動を行う団体が、活動地域の住民に対して開催する説明会等への出席及び地域猫活動の説明に関すること。

イ 地域猫活動を行う団体が、活動地域を含む自治会の長等に行う説明の補助に関すること。

(2) 活動計画、活動ルールの作成支援

地域猫活動を行う団体が、地域猫活動を円滑に実施するための活動計画及び活動ルールの作成に関すること。

(3) 避妊・去勢手術の実施支援

ア 登録団体が所有者のいない猫に行う避妊・去勢手術にかかる費用の補助に関すること。

イ 捕獲器の貸し出しに関すること。

ウ 捕獲に関する技術的な支援に関すること。

(4) 物品の支給等支援

活動物品の支給や貸与に関すること。

(5) その他の支援

ア 登録団体が、避妊・去勢手術時以外に診療施設で地域猫に行うワクチン接種、投薬、入院その他の治療に係る費用の補助に関すること。

イ 登録団体が保護した所有者のいない猫に行う譲渡に関すること。

(団体の登録)

第4条 この要領に基づき支援を受けようとする団体の代表者は、地域猫活動団体登録申請書（様式第1号）に活動地域図（給餌の場所と猫用トイレの設置場所の写真を添付したもの。）及び、地域猫活動に関する同意書（様式第2号）その他衛生管理課長が必要と認める書類を添えて、登録の決定を受けなければならない。ただし、活動の準備に関する合意形成支援などはこの限りではない。

2 地域猫活動団体登録申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、地域猫活動団体登録決定通知書（様式第3号）により申請のあった団体の代表者に通知する。

(団体の登録要件)

第5条 この要領に基づき登録ができる団体は下記の各号について、いずれの要件も満たす団体とする。

(1) 同一世帯ではない3人以上で構成され、代表者を含む2人以上が活動地域に居住していること

(2) 活動地域が明確に定められた吹田市内の地域であり、活動地域を含む自治会の

長等が当該地域猫活動に同意していること

- (3) 活動計画を作成し、地域住民に給餌の場所及び猫用トイレの設置場所を明確に示し、活動地域や飼養管理のルールについて周知を行っていること

(登録の取消)

第6条 吹田市は、前2条の規定により登録を行った登録団体が、前条各号に掲げる要件を満たしていないと判断したときは、登録を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により団体の登録を取り消したときは、地域猫活動団体登録取消通知書（様式第8号）により、当該登録団体に通知するものとする。

(物品の支給等)

第7条 登録団体が、円滑に地域猫の飼養管理を開始することができるように、下記の物品を、下記の個数を上限として支給及び貸与する。登録団体は物品の支給等にあたり地域猫活動物品支給申請書（様式第4号）を提出すること。

- (1) トイレ用スコップ 4個
- (2) トイレ用プランター 4個
- (3) トイレ用園芸の砂 4袋
- (4) ビブス又は腕章 4枚

- 2 地域猫活動を中止するときは、ビブス、腕章を吹田市に返却しなければならない。

(避妊・去勢手術費用等の補助等)

第8条 登録団体は、所有者のいない猫の避妊・去勢手術を行うにあたり、「吹田市所有者のいない猫避妊・去勢手術等及び地域猫治療補助金交付要領」（以下、「補助金交付要領」という。）に基づき、手術費用等の補助金を申請することができる。

- 2 登録団体は、避妊・去勢手術の実施にあたり、事前に活動地域の住民に捕獲の実施日や予定している猫等の周知を行うこと。
- 3 登録団体は、第1項以外の場合において管理する地域猫に診療施設でワクチン接種、投薬、入院その他の治療を行うにあたり、補助金交付要領に基づき、治療に係る費用の補助金を申請することができる。

(登録団体の内容変更)

第9条 登録団体は、代表者や活動会員の変更、地域猫の増加など登録内容に変更が生じた場合は、地域猫活動団体登録事項変更届（様式第5号）を提出すること。な

お、必要な場合は活動地域図（給餌の場所と猫用トイレの設置場所の写真を添付したもの。）を提出すること。

- 2 地域猫活動団体登録事項変更届の提出にあたっては、地域住民及び活動地域を含む自治会の長等に変更内容を伝えて、周知しておくこと。

（実績報告書の提出）

- 第 10 条 登録団体は、毎年 4 月末日までに前年度の実績報告書（様式第 6 号）を提出すること。

（解散届）

- 第 11 条 登録団体は、地域猫活動の継続が困難となった場合は、地域猫活動団体解散届（様式第 7 号）を提出すること。この場合において、まだ地域猫が残っているときは、活動を引き継ぐ者を探すように努めなければならない。

（努力義務及び責務）

- 第 12 条 登録団体は、地域猫の譲渡会を開催するなど、新たな飼い主を探すことに努めるものとする。
- 2 登録団体は、譲渡にあたって、新たな飼い主にマイクロチップの装着がもたらす有効性を伝え、マイクロチップの装着が実現されるように努めるものとする。
- 3 新たな飼い主は、猫にとってより安全な環境となるように、室内での飼養を行わなければならない。

（責任の所在）

- 第 13 条 地域猫活動の実施により生じた問題は、当該地域猫活動登録団体が誠実に対応かつ処理することとし、吹田市は責任を負わない。

（委任）

- 第 14 条 この要領に定めるもののほか、地域猫活動支援事業に関し必要な事項は、衛生管理課長が定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 1 8 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。